

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発印) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スーダン	スーダン共和国における「ジュバ職業訓練センター拡張計画」のための贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との交換公文	スーダン共和国における「ジュバ職業訓練センター拡張計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	1,129,000千円 -----	H21.6.30 ハルツームで (同日)	日本側 石井祐一在スーダン大使 スーダン側 テイジヤール・サーレハ・フイデイル国際協力大臣	H21.7.22 384号
スーダン	スーダン共和国における「ジュバ市道路橋梁整備計画」のため の贈与に関する日本国政府とスーダン共和国政府との間の交換公文	スーダン共和国における「ジュバ市道路橋梁整備計画」の実施に必要な生産物及び役務の購入に必要な資金の贈与	1,873,000千円 -----	H21.11.19 ハルツームで (同日)	日本側 石井祐一在スーダン大使 スーダン側 テイジヤール・サーレハ・フイデイル国際協力大臣	H21.12.7 548号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。